

令和2年8月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和2年8月25日（火）

午後1時30分～午後4時00分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和2年8月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和2年8月25日（火） 午後1時30分～午後4時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（14人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二
9番 岡野 耕藏 10番 宮崎 幸二 11番 山田 定稔
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 無し

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 4番 大田 廣 委員 5番 入口 政隆 委員

第2 報告第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第18号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第4 議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
令和2年度第3回農用地利用集積計画（案）について

第5 議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和2年度第4回農用地利用配分計画（案）について

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和2年度第5回農用地利用配分計画（案）について

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく
令和2年度第6回農用地利用配分計画（案）について

第6 その他

- ・ 農地利用状況調査の実施について
- ・ 次回総会の日程について
- ・ その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第19号・20号 松山会長・川村推進委員
議案第22号 宮崎委員

8. 会議の概要

- 北村局長： みなさん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより、令和2年8月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立しております。
まず、先月の初総会の時に町長が公務のため不在でしたので、本日改めてご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 西村町長： みなさん、こんにちは。
本日は、皆様方には何かとご多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様方にはかねてより小値賀町の農業行政に対しまして格別のご高配をいただいておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。
さて、皆様は今年の7月20日から3年間の任期で議会の同意を得て任命をさせていただいたところでございます。皆様方には農地の転用・流動化、また権利の移転、さらには担い手への農地の集積、現況調査など、あらゆるところでご活躍をされているところでございます。小値賀町の基幹税目でございます固定資産税の増加につきましても、皆様方からのご意見を参考にしながら設計をしているところでございます。今後においても皆様方には、あらゆるところでご苦勞をかけると思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
また、今年は新型コロナウイルス感染症の関係で皆様方にはご理解とご協力をいただいているところでございます。今後においても小値賀町内に新型コロナウイルス感染症を持ち込まない、蔓延させないということで、町民一丸となって頑張ってもらいたいと考えておりますので、今後においても皆様方のご協力をお願いいたします。
結びに皆様方の今後のご活躍を祈念いたしまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。
- 北村局長： ありがとうございました。町長は引き続き公務がございましたので、退席させていただきます。
それでは、会長より挨拶をお願いします。
- 松山会長： みなさん、こんにちは。
本日は利用状況調査の判断・確認ということで、目揃えを行いました。詳細については事務局より説明があると思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。
それでは、早速ですが会議に入りたいと思います。
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
私に一任していただけないでしょうか。
- 全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。
 それでは、4番 大田 廣 委員、5番 入口 政隆 委員 にお願いします。
 続きまして、日程第2 報告第7号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借
 権の合意解約について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

北村局長： 説明に入ります前に、議事内容が初めての方もおられますので、関係法令の説明を
 随時入れていきたいと思ひます。

 (テキストシリーズ②農地法P33～34に基づき説明)

 それでは報告第7号「農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約に
 ついて」の説明をします。

 今回の合意解約の件数は5件で、畑4筆、合計面積5,711㎡の報告となります。
 農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛
 させていただきます。

 解約の理由ですが、1番と2番の農地につきましては農地中間管理事業で集積・配
 分しておりましたが、この後の議案18号で上がってきます別の耕作者に所有権移転
 することになり中間管理を解除するために、合意解約となっております。

 3番と4番の農地につきましても、中間管理分ですが、この後の議案22号で別の
 耕作者に再配分するための合意解約となっております。

 5番の農地につきましては、これも中間管理の集積分ですが、配分の受け手が死亡
 したことにより、平成31年の2月で配分契約が解約となり、その後1年以上次の受
 け手がみつからず、中間管理自体から外すことになったために合意解約となっており
 ます。

 以上で、報告第7号について説明を終わります。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

 (特になし)

 無いようでしたら、報告事項ということで以上といたします。

 続きまして、日程第3 議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権
 移転について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： これも先に法令の説明をします。

 (テキストシリーズ②農地法P6～14に基づき説明)

 それでは議案第18号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について」

の説明をします。

農地の所在は、中村郷字池ノ辻〇〇〇〇番〇の畑1筆、面積〇〇〇〇㎡で、譲渡人は、住所が△△市となっておりますが□□にお住まいの●●●●さん●●歳、譲受人は◇◇の▲▲▲▲さん▲▲歳で担い手公社の研修卒業生です。先ほどの報告第7号で出てきました1番・2番と同一の農地となり、これまでの耕作者でありました▼▼▼▼さんのハウス施設を譲り受けて施設園芸をする計画となっているそうです。

▲▲さんの譲受前の耕作面積は◇◇◇◇㎡で譲受面積が〇〇〇〇㎡であり譲受後の耕作面積は▽▽▽▽㎡となります。譲渡・譲受の理由は、譲受人の農業経営規模拡大のためとなります。譲受人は下限面積もクリアしており、農地法第3条第2項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われます。

以上で、議案第18号についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、本件について地元農業委員であります福田さんから、何かご意見等ございませんか。

福田委員： (特に無し)

松山会長： 担い手公社の卒業生ということで、▼▼▼▼さんが経営していたハウスを譲り受けて経営をするということですので、事務局からの説明がありましたが何ら問題ないと思いますが、みなさんいかがでしょうか。

それでは、許可することよろしいでしょうか。

松本委員： さきほど局長から農地を求める者の下限面積の条件で5反以上とありましたが、本件は5反無いのですがこの場合は設定面積はどうなりますか。

松山会長： 借り入れたり売買したりして合計面積が5反になれば良いです。それと、担い手公社の卒業生はもともと農地を持っていないため、面積は定めていないです。

北村局長： 施設園芸の場合は、2反なり3反なりで経営が成り立つだろうということであれば認めています。

松山会長： また、黒島の下限面積は1反と設定しています。他にご質問はございませんか。

松本委員： 売買とありますが、土地は●●●●さんでハウスは▼▼▼▼さんの所有で、ハウスごと▲▲君が譲り受けるということでしょうか。

北村局長： ハウス施設は無償で▼▼▼▼さんが譲渡するということですので、土地だけです。

松本委員： 参考までに、値段はどの程度でしょうか。

北村局長： この面積で◎◎◎◎◎◎円ちょうどです。

松山会長： その他、ご質問無いでしょうか。
無いようでしたら、許可するという事によろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは、許可することといたします。

続きまして、日程第4 議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 令和2年度第3回農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第19号及び20号については、松山会長、川村委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。ここで少し説明をしておきます。

（テキストシリーズ①農業委員会制度P24に基づき説明）

<松山会長、川村委員 退席>

会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は会長職務代理者の松本委員にお願いしたいと思います。

<松本会長職務代理者は会長席へ 移動>

ここで農地中間管理事業について触れておきたいと思います。

中間管理制度につきましては、日を改めて理解を深めていただく必要があるかと思っておりますが、今回は制度の概要を説明します。

（テキストシリーズ③農地関連法制度P8～13に基づき説明）

それでは、議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 令和2年度第3回農用地利用集積計画（案）について」の説明をします。

集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、今回は賃貸借による権利は無く、すべて集積期間10年以上の使用賃貸借による権利になり、田圃が32筆29,821㎡、畑が33筆38,917㎡で、

今回の集積計画の合計は、65筆68,738㎡となります。

次に、集計表をめぐっていただくと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、出し手となる貸付人から、農地中間管理機構である公益財団法人長崎県農業振興公社が中間管理権により借受人となるところまでがこの集積計画となります。そのあと長崎県農業振興公社を通して受け手の方へ貸し付けられるまでが、次の議案で出てきます配分計画となり、参考として備考欄に受け手の氏名を記載しております。

貸付期間については、すべて令和2年10月10日から令和12年10月9日までの10年間となっています。

以上で、議案第19号についての説明を終わります。

松本代理： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

無いようですので、それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松本代理： ありがとうございます。それでは許可することにいたします。

続きまして、日程第5 議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第4回農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは、議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく 令和2年度第4回農用地利用配分計画（案）について」の説明をします。

配分計画案の詳細は、別添の様式第5-2号のとおりとなり、表の右側6列分に配分計画の受け手の住所・氏名・フリガナと、設定する権利の始期・終期・契約年数を記載しています。また、表の左側には先程の集積計画の出し手の情報・現在の耕作者・農地情報・設定する権利を記載しています。

先程の議案第19号の集積計画の内容とすべて合致し、筆数総計65筆68,738㎡となります。配分計画も始期はすべて令和2年10月10日からで、終期が令和12年10月9日までの10年間の契約期間となっています。それぞれの詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第20号についての説明を終わります。

松本代理： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

無いようですので、それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松本代理： それでは、許可することにいたします。

<退席委員 入室>

ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

<松本代理は自席へ移動、松山会長と交代>

松山会長： 続きまして、議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和2年度第5回農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは、議案第21号「令和2年度第5回農用地利用配分計画（案）について」の説明をします。

こちらの第5回配分計画は、再配分の利用権設定ですので、集積計画の審議はありません。

様式第5-2号をご覧ください。今回の配分計画は、1筆2,949㎡となっております。当初は、出し手 ●▲●▲さんの畑を、受け手 ▲■▲■さんが令和元年9月10日から10年間で利用権設定していたのですが、▲■さんの農業経営規模縮小が理由で、令和2年6月3日付けで合意解約となっていたものを、新たな受け手 ■●■●さんが借り受けることとなります。

配分計画の始期は令和2年9月10日からですが、終期は再配分ですので当初の集積計画の終期となり、令和11年9月9日までの9年間となっております。詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第21号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

本件については、受け手が替わるということで、何ら問題ないと思いますので、許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく令和2年度第6回農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案第22号については、宮崎委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

<宮崎委員 退席>

それでは、議案第22号「令和2年度第6回農用地利用配分計画（案）について」の説明をします。

こちらの第6回配分計画につきましても、再配分の利用権設定ですので、集積計画の審議はありません。

様式第5-2号をご覧ください。今回の配分計画は、2筆2,371㎡となっております。当初は、出し手 ●▼●▼さんと▼■▼■さんの畑を、受け手 ▲▼▲▼さんが平成27年10月13日から10年間で利用権設定していたものを、先ほどの報告第7号で3番と4番に出てきましたが、令和2年8月7日付けで合意解約し、唐見崎地区の担い手である宮崎 幸二さんに集約することを目的に、再配分の設定をすることになります。

配分計画の始期は令和2年9月10日からですが、終期は再配分ですので当初の集積計画の終期となり、令和7年10月12日までの5年間となっております。詳細につきましても資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第22号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、本件も議案第21号と同様、何ら問題ないと思いますが、何かご意見等ございませんか。

松本委員： この議案とは関係ないのですが、4回目の集積・配分計画を立てているとのことですが、今年度の4回目までの合計面積はわかりますか。

北村局長： 4回目の集積・配分計画で本年度の目標は達成しています。

松本委員： わかりました。

松山会長： その他、無いでしょうか。
許可することよろしいでしょうか。

全員： はい。

松山会長： それでは、許可することにいたします。

<退席委員 入室>

続きまして、日程第6 その他について を議題とします。事務局よりお願いします。

北村局長： 【農業委員会業務について】
(テキストシリーズ①農業委員会制度 P 2～3に基づき説明)

【農地パトロール制度について】
次に、農地パトロールについて勉強していきたいと思います。
(農業委員会業務必携 P 81～91に基づき説明)

【農地利用状況調査の実施について】
以上のことを念頭に置いていただきまして、それでは実際の調査手順について説明
していきたいと思います。お手元のA3版の青いファイルを開いてください。
(調査手順の説明)

松本委員： その場合は「放牧地」で良いでしょうか。

北村局長： 放牧していることがわかるように記入していただければ、名称は事務局で揃えます。

松本委員： 飼料作物については、エンバク等いろいろな品種がありますが、今はちょうど冬作の作付前で何も作っていない状態ですが、そういうのはどうしますか。

北村局長： 飼料作物を作っているということがわかれば、品種までは書かずに飼料作物で良いです。

松山会長： 春作と冬作とで品種が変わってきますから。

大田委員： さきほど現場確認した、●◆●◆さんが草を払っていた農地ですが、あそこは耕作中で良いのでしょうか。

北村局長： 現場確認した緑の農地については、毎年1回は管理しているということなので、白で「保全管理」と書いてください。

それでは、続きを説明します。

(調査手順の説明つづき)

北村局長： ここまでで不明な点はございませんか。

松本委員： その他でため池や牛舎が出てきましたが、ハウスはどうなりますか。

北村局長： ハウスも記入してほしいです。農業用施設は記入してください。

松本委員： 字図に書いたものを、大きな地図に書き写すんですか。

松山会長： 現場でこの大きな地図を広げられないので、現場では字図に記録して、大きな地図に清書してください、ということです。

松本委員： 現地調査をこの字図でして、大きな地図に書き写すのは事務局ですれば良いんじゃないですか。

松山会長： それは農業委員の仕事です。去年は調査結果を事務局がパソコンに全て入れ込みました。

北村局長： 大きな地図に清書していただくんですが、みなさんに預けたファイルごと事務局に返却するようにしてください。

清書した地図に書いてない場合は字図を確認して、それでもわからない場合は委員さんに問合せしたりすることになりますので、調査が終わったらファイルをそのままご返却いただきたいと思います。

入力終了後、必要であれば字図をお渡ししても良いかとは思いますが。

岡野委員： 年寄が多く、地主は引っ越していたりしていて、黄色や赤となる農地が結構あります。そういうところを、我々の判断で色付けしていいものでしょうか。

北村局長： 黄色・赤になるような状態で、地主が小値賀から出て行っているとなれば、赤となると思います。誰かが借りる予定があるのであれば、黄色にして…。

岡野委員： 借りる予定があれば言わないのですが、今のところそういうところが無いので、牛飼いがいれば誰かが借りる予定もあるんだろうけど、離島でもあるし、赤が結構出てくると思います。

北村局長： 非農地判断するときは、最終的に総会にかけて皆さんの承認を得て非農地判断となるので、今回の調査時点では各委員さんの判断で色付けして頂いて、仮に納島で赤が

多い場合は、非農地判断のため荒廃農地担当班で現地確認して、非農地化、ということになります。

松山会長： 赤を塗られた農地は、田や畑には戻らないということで、非農地判断をすることになります。まだ利用価値があるところは黄色で塗ってください。

福田委員： 次の総会の時に調査結果を持ってくるんですか。

松山会長： そうです。

川村推進委員： 活動時間が極端に短くても問題ないのでしょうか。

北村局長： 早い地区では2日で終わっているようです。

(調査手順の説明つづき)

以上で一通りの説明を終わります。ご不明な点がありましたら、随時事務局までお願いします。

【次回総会日程・地区別研修会について】

先月もお伝えしましたとおり長崎県農業会議の主催で「地区別農業委員会研修会」が開催されます。例年ですと県北地区は佐世保市が会場になっているのですが、新型コロナの感染予防対策により各市町で開催されることになり、小値賀町は9月29日(火)となっております。9月の定例総会もこの日に合わせて開催することにしておりますので、1時半から総会を始めて1時間かかったとして、終わり次第研修会が2時間半となれば、終了が夕方5時近くなることが想定されますので、お忙しいとは思いますが日程調整をお願いします。

【名簿確認】

さきほど名簿をお配りしましたが、新任委員さんの電話番号も総会開始前に聞き取り追加しております。再度ご自分の電話番号・住所に間違いがないかご確認していただきたいと思います。

間違いのないようであれば、これを皆さんの連絡用として保管していただければと思います。

【農業新聞の新規購読申込について】

先月も少しふれていましたが、新任委員さん9名のうち松本充司さんと北野和信さんの2名はすでにご購読されているということで、残りの7名の方についてはぜひ新聞購読のお願いをしたいと思います。

申込用紙を準備しておりますので、後程お配りしたいと思います。

【農業者年金加入推進特別研修会の参加について】

農業者年金担当班への連絡です。

毎年の研修会がレオプラザホテル佐世保で9月3日にありますが、いかがでしょうか。毎年行っているみたいです。新型コロナの関係で、ZOOMでのオンライン参加もできるようで、私はオンラインで参加したいと思っています。役場の会議室で皆さんで参加するということによろしいでしょうか。班長もよろしいでしょうか。

松本委員： 何時からですか。

北村局長： 9月3日の13時30分からです。会場については調整後電話連絡します。

松本委員： はい。

【ながさき農業委員会女性ネットワークについて】

総会が予定されていましたがこれも新型コロナの関係で中止となって書面決議になっています。農業会議から書類が届きますので、届いたら速やかに送り返していただくよう連絡が来ていますので、よろしくをお願いします。

県北地区の理事は松浦市が持っていたのですが、輪番制で3年ごとに持ち回ることによって事務局で決まりました。小値賀にまわってくるのは令和11～13年度ですのでご理解ください。

事務局からは以上です。

松山会長： 皆さんから他に何かありませんか。

松本委員： 先ほどの●●●●さんの所有権移転で、中村地区の委員さんに会長から投げかけがありましたが、議案に各地区の案件が出た場合は、必ず各地区の委員さんに求めるのでしょうか。

松山会長： 前回まではしていなかったのですが、各地区の住民がまず地元の委員さんに相談していただいてから、農業委員会事務局に出向いてもらうという格好をとらないと、「知りません、私はわかりません」では農業委員は何をしているのかと言われてしまいます。

松本委員： 例えばこの所有権移転の場合では、この案件が出て来ないことには中村地区の委員さんはわからないと思うんですね。

松山会長：　　そういう案件もあるんですが、以前は地区からあがってきた案件は地元の委員さんの意見を聞くということでやっていました。地元の委員さんに意見を伺って、特に無いということであれば仕方がないですが、もし何かあれば意見を述べてもらうということになります。

松本委員：　　こういう案件が次回の総会以降で出て来たら、その委員さんは本人のところに行って話を聞かないといけないということですね。

松山会長：　　そうです。
1週間前には案件は各委員さんのところに届きますので、目を通していただいて、自分の地区の案件があれば、確認をとってもらえればと思います。
その他ありませんか。
長時間となりましたが、無いようでしたらこれで終わりたいと思います。ご苦労様でした。